

豊山町

子ども・子育て支援事業計画

## (2)「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることになっています。

国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和元年度に実施した「豊山町子育てに関するアンケート調査」の結果、推計児童数や各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分や提供区域単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めています。

### ① 教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです。

#### ○幼稚園

- ・・・3歳から小学校入学までの幼児に対して教育・保育を行う施設です。

#### ○保育所

- ・・・就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって教育・保育を行う施設です。

#### ○地域型保育事業

- ・・・保育園より少人数の単位で、保育が必要な3歳未満の子どもを保育する事業です。小規模保育、事業所内保育、家庭的保育等があります。

#### ○認可外保育施設

- ・・・児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設です。児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。

また、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う企業主導型保育事業があります。従業員の子ども以外の子どもを受け入れる地域枠を設置することができます。

② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業名	本町事業
(1) 延長保育事業	◇ 保育園での長時間保育・延長保育事業
(2) 一時預かり事業	◇ 幼稚園での預かり保育事業 ◇ 保育園での一時的保育事業
(3) 子育て短期支援事業	◇ ショートステイ事業（未実施） ◇ トワイライトステイ事業（未実施）
(4) 病児・病後児保育事業	◇ 病児・病後児保育事業（未実施）
(5) 子育て援助活動支援事業	◇ ファミリー・サポート・センター事業
(6) 地域子育て支援拠点事業	◇ 豊山町子育て支援事業
(7) 乳児家庭全戸訪問事業	◇ こんにちは赤ちゃん訪問事業
(8) 養育支援訪問事業	◇ 養育支援訪問員等による支援
(9) 妊産婦健康診査	◇ 妊産婦健診
(10) 放課後児童健全育成事業	◇ 放課後児童クラブ室「なかよし会」
(11) 利用者支援事業	◇ 身近な相談窓口の整備・運営 （福祉課と保健センターで実施）
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	◇ 副食費の実費徴収に係る補足給付事業

\* 地域子ども・子育て支援事業のうち「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」は、量の見込み等を作成する事業からは対象外となっています。

\* 「放課後子ども教室推進事業」、「放課後子ども総合プラン事業」については、アンケート調査に基づき量を見込むものではありませんが、今後の方向性を明記します。

## ※量の見込み算出フロー

### ステップ1

◆推計児童数の算出（※コーホート変化率法）

### ステップ2

◆家庭種類の算出

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類（78ページ参照）

### ステップ3

◆潜在家庭種類の算出

ステップ2の家庭種類からさらに、両親の今後1年以内の就労意向（本計画では母親の就労意向）を反映させてタイプを分類

### ステップ4

◆潜在家庭種類別の対象児童数の算出

将来推計児童数と潜在家庭種類を掛け合わせ、事業ごとの対象児童数を算出

### ステップ5

◆利用意向率の算出

アンケート調査での各事業の回答者数を、利用希望者数で割り利用意向率を算出

### ステップ6

◆ニーズ量の算出

各事業の対象となる対象児童数に利用意向率を掛け合わせニーズ量を算出



## 5 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

### 【概要】

幼稚園は義務教育とその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長のための適切な環境を提供し、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園と保育所の機能を備え、就学前の教育・保育・子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

### 【現状】

幼稚園の利用状況は、町内私立幼稚園（1か所：天使幼稚園）の定員が310人で、町内からは138人の利用実績があります。町外私立幼稚園においては、例年65人前後の利用実績があります。

保育所においては、町立保育園（3か所：豊山保育園、富士保育園、青山保育園）の定員が550人となっています。

なお、現在、本町には認定こども園はありません。

単位：人

	施設名	年齢	定員	入所状況	充足率
公立	豊山保育園	0～2歳児	93	78	83.9%
		3～5歳児	127	93	73.2%
		合計	220	171	77.7%
	富士保育園	0～2歳児	60	50	83.3%
		3～5歳児	120	81	67.5%
		合計	180	131	72.8%
	青山保育園	2歳児	18	16	88.9%
		3～5歳児	132	73	55.3%
		合計	150	89	59.3%
私立	天使幼稚園	3～5歳児	310	138	44.5%

資料：福祉課・学校教育課

公立：令和元年4月1日現在、私立：令和元年5月1日現在

## (1) 教育ニーズ：1号認定及び教育ニーズが強い2号認定

教育を必要とする1号認定、教育ニーズが強い2号認定の量の見込み、確保の方策は、過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	①1号認定	139	147	147	140	140
	②教育ニーズが強い2号認定	24	24	24	24	24
	③合計	163	171	171	164	164
確 保 方 策	④特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	0	0	0	0	0
	⑤確認を受けない幼稚園	163	171	171	164	164
	⑥合計	163	171	171	164	164
差 (⑥-③)		0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

教育を必要とする1号認定、教育ニーズが強い2号認定のニーズが一定数見込まれるため、教育ニーズへの対応を検討していく必要があります。

## (2) 保育ニーズ：2号認定

保育を必要とする2号認定の量の見込みと確保の方策は、過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	286	303	303	287	287
②特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	367	367	367	367	367
③特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	0	0	0	0	0
④認可外保育施設	0	0	0	0	0
⑤確保の方策 (②+③+④)	367	367	367	367	367
差 (⑤-①)	81	64	64	80	80

### 【今後の方向性】

既存の体制で量の見込みを確保できる見通しです。引き続き、申込状況等を注視しながら、保護者のニーズに応えられるように努めます。

### (3) 保育ニーズ：3号認定

3号認定の量の見込みと確保の方策は、過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	160	158	158	156	156
②特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	183	183	183	183	183
③特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	0	0	0	0	0
④認可外保育施設	0	0	0	0	0
⑤確保の方策(②+③+④)	183	183	183	183	183
差(⑤-①)	23	25	25	27	27

#### 【今後の方向性】

既存の体制で量の見込みを確保できる見通しです。引き続き、申込状況等を注視しながら、保護者のニーズに応えられるように努めます。

### (3) - 1 : 0歳児

3号認定のうち、0歳児の量の見込みと確保の方策は、過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	18	18	18	18	18
②特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	21	21	21	21	21
③特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	0	0	0	0	0
④認可外保育施設	0	0	0	0	0
⑤確保の方策(②+③+④)	21	21	21	21	21
差(⑤-①)	3	3	3	3	3

#### 【今後の方向性】

既存の体制で量の見込みを確保できる見通しです。引き続き、申込状況等を注視しながら、保護者のニーズに応えられるように努めます。

### (3) -2 : 1・2歳児

3号認定のうち、1・2歳児の量の見込みと確保の方策は、過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	142	140	140	138	138
②特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	162	162	162	162	162
③特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	0	0	0	0	0
④認可外保育施設	0	0	0	0	0
⑤確保の方策 (②+③+④)	162	162	162	162	162
差 (⑤-①)	20	22	22	24	24

#### 【今後の方向性】

既存の体制で量の見込みを確保できる見通しです。引き続き、申込状況等を注視しながら、保護者のニーズに応えられるように努めます。

### (4) : 3号認定保育利用率

計画期間中の0～2歳児推計人口に対する、3号認定子どもの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の割合（保育利用率）は、以下のようになります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳推計人口（人）	463	463	469	477	478
3号認定利用定員数（人）	183	183	183	183	183
保育利用率（％）	39.5	39.5	39.0	38.4	38.3



## 6 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

### (1) 長時間保育（時間外保育事業）

#### 【概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

#### 【現状】

長時間保育は、保護者の勤務（就労）状況や家庭状況等により、保育園の通常保育時間を超えて保育が必要となる場合に実施しています。

第1期では、平成27年度を除いて量の見込みに対し、利用者の数が多くなりました。

#### 【第1期実績】

単位：人・箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み（月平均利用者数）	21	21	20	19
②第1期実績（月平均利用者数）	18	28	31	27
実施箇所数	3	3	3	3

資料：福祉課

#### 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：人・箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（月平均利用者数）	30	33	35	32	30
②確保の方策（月平均利用者数）	30	33	35	32	30
実施箇所数	3	3	3	3	3
差（②－①）	0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

既存の体制で量の見込みを確保できる見通しです。長時間保育が子どもの負担にならないように配慮しながら、保育を実施していきます。

## (2) 一時預かり事業（幼稚園型）

### 【概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望者を対象に実施する事業です。

### 【現状】

保護者が一時的に家庭での保育が困難となる場合に実施しています。第1期時では、全ての年度において量の見込みよりも非常に多くの利用がありました。

### 【第1期実績】

単位：人・箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み（1号、2号合計） （延べ利用者数）	1,359	1,348	1,302	1,262
②第1期実績（延べ利用者数）	5,411	4,776	5,201	4,852
実施箇所数	2	2	2	2

資料：学校教育課

### 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：人・箇所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	①1号認定（延べ利用者数）	1,731	1,831	1,831	1,738	1,738
	②2号認定（延べ利用者数）	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	③合計（延べ利用者数）	6,931	7,031	7,031	6,938	6,938
確 保 方 策	④確保の方策（延べ利用者数）	6,931	7,031	7,031	6,938	6,938
	実施箇所数	2	2	2	2	2
差（④－③）		0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、幼稚園との連携を図りながら、円滑な事業実施が可能となるように努めます。

### (3) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

#### 【概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

#### 【現状】

福祉課と保健センターにおける窓口相談等で一時預かり（一時保育）事業の案内を行っています。

第1期時では、平成30年度を除いて量の見込みに対し、利用が少ないという結果になりました。

#### 【第1期実績】

単位：人・箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み（延べ利用者数）	1,359	1,348	1,302	1,262
②第1期実績（延べ利用者数）	1,040	1,260	1,257	1,309
実施箇所数	3	3	3	3

資料：福祉課

#### 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：人・箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ利用者数）	1,310	1,310	1,320	1,310	1,300
②確保の方策（延べ利用者数）	1,310	1,310	1,320	1,310	1,300
実施箇所数	3	3	3	3	3
差（②－①）	0	0	0	0	0

#### 【今後の方向性】

保育園での一時的保育については、現在の体制で確保できる見通しであるため、引き続き、子育て家庭への支援を推進していきます。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

##### 【概要】

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

##### 【現状】

現在、本町ではショートステイ事業を実施していません。

##### 【第1期実績】

単位：人・箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み（延べ利用者数）	0	0	0	0
②第1期実績（延べ利用者数）	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0

資料：福祉課

##### 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：人・箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ利用者数）	0	0	0	0	0
②確保の方策（延べ利用者数）	0	0	0	0	0
実施箇所数	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

##### 【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度で、限られたニーズに対応するものであるため、サービスを必要とする家庭の状況を勘案しながら、対応を検討します。

近年は保護者の養育力不足、虐待等の緊急避難的に措置するケースが本町や他自治体でも多く発生しています。県の中央児童相談センターや要保護児童対策地域協議会等と密に連携を図りながら、きめ細やかな対応を実施していきます。

## (5) 病児保育・病後児保育

### 【概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にあるお子さんを一時的に専門施設においてお預かりする事業です。

### 【現状】

第1期時ではニーズがありましたが、現在、本町では病児保育・病後児保育は実施していません。

### 【第1期実績】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み（延べ利用者数）	101	104	105	110
②第1期実績（延べ利用者数）	0	0	0	0

資料：福祉課

### 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ利用者数）	102	104	106	104	100
②確保の方策（延べ利用者数）	0	0	106	104	100
差（②－①）	▲ 102	▲ 104	0	0	0

### 【今後の方向性】

アンケート調査結果で潜在ニーズがみられることから、令和4年度の実施に向け、医療機関と連携を図りながら体制整備を検討していきます。

## (6) ファミリー・サポート・センター事業

### 【概要】

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（提供会員）が会員となつて一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

### 【現状】

会員数は、平成27年度から平成30年度にかけて増加傾向にあります。

保育園、学校等の休業時の援助、保護者の臨時就労の場合の援助等、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的なニーズに対応しています。

### 【第1期実績】

単位：人・件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
提供会員	20	21	22	23
依頼会員	57	89	87	91
両方会員	10	12	14	17
会員数合計	87	122	123	131
延べ活動件数合計	117	407	123	113

資料：福祉課、会員数：各年度4月現在

### 【第2期 量の見込み・確保方策】

#### <全体の利用>

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ活動件数）	135	140	145	143	140
②確保の方策（延べ活動件数）	135	140	145	143	140
差（②－①）	0	0	0	0	0

#### <就学児の利用>

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ活動件数）	0	0	0	0	0
②確保の方策（延べ活動件数）	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

依頼会員と提供会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していきます。また、継続的に提供会員の講習会を実施し、提供会員の確保に努めます。

## (7) 地域子育て支援拠点

### 【概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

児童センター、児童館は地域の子どもの情操教育や健全育成の場として、施設を開放して子育て支援事業を実施しています。

第1期時では、量の見込みに対し、ほぼ見込みどおりの利用がありました。

### 【第1期実績】

単位：人・箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み（延べ利用者数）	9,044	8,933	8,395	8,377
②第1期実績（延べ利用者数）	9,151	8,639	8,479	8,236
実施箇所数	3	3	3	3

資料：総合福祉センター

### 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：人・箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ利用者数）	8,283	8,333	8,366	8,400	8,433
②確保の方策（延べ利用者数）	8,283	8,333	8,366	8,400	8,433
実施箇所数	3	3	3	3	3
差（②－①）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

児童センター1か所、児童館2か所を子育て支援拠点施設として位置付け、子どもの情操教育や健全育成の場として施設を開放し、子育て支援事業を実施します。

また、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容を周知・啓発し、利用しやすい運営に努めます。

## (8) 乳児家庭全戸訪問

### 【概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児やその保護者の心身の状況と環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービスの提供に結びつける事業です。

### 【現状】

量の見込みに対して若干の差はありますが、訪問が必要な家庭に対する訪問率は100%となっています。

訪問時には、適宜保健指導を行うとともに、様々な悩みを聴き、適切なサービスに結び付けています。

訪問を拒否した家庭に対しては、来所面接を行う等、個別に対応することで全数把握しています。

### 【第1期実績】

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み（延べ訪問件数）	151	152	152	152
②第1期実績（延べ訪問件数）	149	162	155	147
訪問率	100%	100%	100%	100%

資料：保健センター

### 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ訪問件数）	146	150	152	152	148
②確保の方策（延べ訪問件数）	146	150	152	152	148
差（②－①）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問について、里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問実施率が低下することがないように実施していきます。特に育児不安や不適切な養育等の問題が発見でき、継続した支援につながるよう、可能な限り直接連絡を取り、状況把握に努めます。



## (9) 養育支援訪問

### 【概要】

養育支援訪問事業等は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業です。

### 【現状】

第1期時にニーズが見込まれたため、体制の整備を行いました。

平成30年度には延べ47件の訪問を実施しています。

### 【第1期実績】

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み（延べ訪問件数）	1	1	1	1
②第1期実績（延べ訪問件数）	26	22	11	47

資料：保健センター

### 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ訪問件数）	23	23	23	23	23
②確保の方策（延べ訪問件数）	23	23	23	23	23
差（②－①）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

出産後、間もない時期の養育者、疾病等の理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、子育て支援ヘルパーの派遣やショートステイの提供等により養育者の育児不安を軽減します。

また、家庭訪問を行うことで、児童虐待の未然防止等につなげます。

## (10) 妊婦健診

### 【概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦や胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

### 【現状】

第 1 期時では、量の見込みに対して利用者が上回りました。

妊婦健康診査未受診者に対して受診勧奨を行い、母体の健康管理や胎児の健全な発育の促進を支援しています。平成 30 年度では受診率が 83.3%となりました。

### 【第 1 期実績】

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み（妊娠届出数）	151	152	152	152
②第 1 期実績（妊娠届出数）	176	177	173	153
受診率	82.2%	70.5%	71.8%	83.3%

資料：保健センター

### 【第 2 期 量の見込み・確保方策】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（妊娠届出数）	170	170	170	170	170
②確保の方策（妊娠届出数）	170	170	170	170	170
差（②－①）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い、子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化しており、子育てに不安を感じる親や育児支援の要望が増加しています。

このため、母子健康手帳の交付やあかちゃん広場等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め、子育てに対する十分な準備を支援するとともに、妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。

また、妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

## (11) 放課後児童クラブ

### 【概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中も実施します。

### 【現状】

豊山、新栄、志水 A・B の放課後児童クラブで小学校1年生から6年生までの児童を対象に実施しています。

第1期時では、全ての年度で量の見込みに対し、利用者が上回りました。

### 【第1期実績】

単位：人・支援単位

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
量 の 見 込 み	①登録者数（1～3年）	173	176	171	170
	②登録者数（4～6年）	42	43	46	51
	③合計	215	219	217	221
実 績	④第1期実績（登録者数、1～3年）	204	233	209	202
	⑤第1期実績（登録者数、4～6年）	12	12	18	25
	⑥合計	216	245	227	227
	支援単位数	4	4	4	4

資料：福祉課 各年度3月末日現在

## 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：人・支援単位

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	登録者数	1年生	78	78	78	78	78
	登録者数	2年生	73	73	73	72	72
	登録者数	3年生	55	55	55	54	54
	登録者数	4年生	20	20	20	19	19
	登録者数	5年生	7	7	7	6	6
	登録者数	6年生	3	3	3	3	3
①合計			236	236	236	232	232
確 保 方 策	②確保の方策		240	240	240	240	240
	支援単位数		4	4	4	4	4
差 (②-①)			4	4	4	8	8

## 【今後の方向性】

既存の体制で量の見込みを確保できる見通しです。引き続き、申込状況等を注視しながら、保護者のニーズに応えられるように努めます。また、留守家庭児童の「生活の場」として、子どもたちが安心やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所の提供を継続していきます。

## (12) 放課後子ども教室推進事業

## 【概要】

町内の小学校において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。対象児童は、町内小学校に通う6年生までの児童です。

## 【現状】

現在、町内3小学校のうち、豊山小学校で実施しています。

## 【今後の方向性】

他の小学校についても、保護者ニーズや余裕教室の状況等を注視しながら、実施を検討していきます。検討に際しては、生涯学習課、福祉課や小学校等との連携を図ります。

### (13) 新・放課後子ども総合プラン事業 【新・放課後子ども総合プラン】

(一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施)

#### 【概要】

同一の小中学校内において実施している放課後子ども教室に、放課後児童クラブを利用している児童が参加できるようにする取り組みです。対象児童は、町内小中学校に通い、放課後児童クラブを利用中の児童です。

#### 【現状】

現在、本町では新・放課後子ども総合プラン事業を実施していません。

#### 【今後の方向性】

事業の実施については、保護者ニーズ、余裕教室の状況や放課後児童クラブの運営状況等を注視しながら、検討していきます。検討に際しては、生涯学習課、福祉課や小中学校等との連携を図ります。

## (14) 利用者支援事業

### 【概要】

子育て中の親子の身近な場所に、利用者支援専門職員を配置し、教育・保育・保健等に関する情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように実施します。
- ② 教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするために必要な業務を行います。

### 【現状】

本町では平成29年度から福祉課と保健センターの2箇所で利用者支援事業を実施しています。福祉課では「基本型」を、保健センターでは「母子保健型」をそれぞれ実施しています。

「基本型」 …教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で寄り添い型の支援を行うものです。

「母子保健型」 …妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、助産師、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うものです。

### 【第1期実績】

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1	1	2	2	2
②第1期実績（実施箇所数）	0	0	2	2	2

資料：福祉課・保健センター 各年度4月1日現在

### 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の方策（実施箇所数）	2	2	2	2	2
差（②－①）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

今後も、福祉課と保健センターの2箇所で事業実施を継続していきます。

## (15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園、保育所等に対して保護者が支払うべき教材費、行事費や給食費等を助成する事業です。

### 【現状】

新制度未移行幼稚園に通う就学前の子どものうち、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと第3子（小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウント）以降のすべての子どもに対して、副食費相当分の費用を助成しています。

### 【第2期 量の見込み・確保方策】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（給付者数）	55	55	55	55	55
②確保の方策（給付者数）	55	55	55	55	55
差（②－①）	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

今後も事業の実施を継続していきます。

## (16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【概要】

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

### 【今後の方向性】

本町では教育・保育の提供量がニーズ量を上回っていることから、現時点では民間事業者の参入は想定していません。

# 資料編





## 資料編

### (1) 子ども・子育て会議条例

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として豊山町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する施策について町長の諮問に応じ調査審議する。

#### (組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 福祉ボランティア団体の代表者
- (4) 一般公募により選出された者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、生活福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の定めるもののほか、子育て会議の運営に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月16日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 子ども・子育て会議委員名簿

会議役職	氏名	所属団体・職名等	会議選出区分
会長	中西 正司	社会福祉協議会代表	福祉関係団体の代表者
会長代理	山本 佐知子	民生委員協議会代表	
委員	堀田 裕子	愛知学泉大学教授	学識経験を有する者
委員	野崎 千佳	小児科医師	
委員	今野 真紀	天使幼稚園園長	
委員	坪井 貞子	子ども会連絡協議会代表	福祉関係団体の代表者
委員	大野 真由子	保育園父母の会代表	
委員	石黒 善美	母子寡婦福祉協議会代表	
委員	村瀬 三恵子	グループゆめっ子代表	
委員	坪井 弘美	一般公募	一般公募により選出された者

### (3) 子ども・子育て支援事業計画策定経過

<p>【 第 1 回 豊山町子ども・子育て会議の開催 】 日時：令和元年6月24日（月）午後2時から 場所：豊山町役場3階 会議室3 内容：(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画の概要について (2) アンケート調査について (3) その他</p>
<p>【 豊山町子育てに関するアンケート調査（町民ニーズ調査）の実施 】 対象：就学前児童保護者、小学生保護者 期間：令和元年7月5日（金）から令和元年7月19日（金）まで ※町民の子育てやサービスの利用に関する状況や利用希望を把握</p>
<p>【 第2回 豊山町子ども・子育て会議の開催 】 日時：令和元年10月31日（木）午後3時から 場所：豊山町役場3階 会議室5 内容：(1) アンケート調査結果について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画案について (3) その他</p>
<p>【 第3回 豊山町子ども・子育て会議の開催 】 日時：令和元年12月23日（月）午後2時から 場所：豊山町役場2階 会議室1 内容：(1) 第2期子ども・子育て支援事業計画案について (2) パブリックコメントの実施について (3) その他</p>
<p>【 パブリックコメントの実施 】 期間：令和2年1月22日（水）から令和2年2月5日（水）まで ※情報公開コーナー、福祉課窓口や町公式ホームページで計画案を公開し、郵送やメール等で意見を集約</p>
<p>【 第4回 豊山町子ども・子育て会議の開催 】 日時：令和2年2月27日（木）午後2時から 場所：豊山町役場4階 研修室2 内容：(1) パブリックコメントの結果等について (2) 第2期子ども・子育て支援事業計画の答申について (3) その他</p>

#### (4) 諮問書

31豊福第675号  
令和元年6月24日

豊山町子ども・子育て会議  
会長 中西正司様

豊山町長 服部正樹

第2期豊山町子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

豊山町子ども・子育て会議条例（平成14年豊山町条例第5号）第2条第1項により、下記事項について、貴会議の意見を求めます。

記

1. 第2期豊山町子ども・子育て支援事業計画の策定について

## (5) 答申書

令和2年2月27日

豊山町長 服 部 正 樹 様

豊山町子ども・子育て会議  
会長 中 西 正 司

### 第2期豊山町子ども・子育て支援事業計画（案）について（答申）

令和元年6月24日付け31豊福第675号により、貴職から諮問のありました第2期豊山町子ども・子育て支援事業計画（案）について、下記のとおり答申します。

### 記

第2期豊山町子ども・子育て支援事業計画（案）については、妥当と認める。  
なお、計画の具体的施策については、点検・評価をされるとともに、必要な対策を講じて実現に向けて努力されたい。

**第2期豊山町子ども・子育て支援事業計画**

令和2年3月

発行：豊山町 生活福祉部 福祉課

〒480-0292

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

電話：0568-28-0936

FAX：0568-28-2870